

子ども・子育て支援事業計画における各事業の量の見込み
(ニーズ量)と確保方策の実施時期について(案)

1 概要

子ども・子育て支援事業計画には、基本的記載事項として、幼児期の学校教育・保育・地域の子育て方針について、令和2年度から令和6年度までの5年間における「量の見込み(ニーズ量)」「確保の方策」「実施時期」を記載することになっています。

この度、令和元年度の会議にて算定した「量の見込み(ニーズ量)」に対する、確保の方策及び実施時期(案)についてご報告いたします。

2 対象事業

(1) 教育・保育

- ① 認定こども園
- ② 区立幼稚園
- ③ 私立幼稚園
- ④ 国立大学附属幼稚園
- ⑤ 区立認可保育園
- ⑥ 私立認可保育園
- ⑦ 臨時保育所定期利用保育
- ⑧ 東京都認証保育所
- ⑨ 企業主導型保育事業
- ⑩ その他の認可外保育施設

(2) 地域子育て支援事業

- ① 利用者支援事業
- ② 地域子育て支援拠点事業
- ③ 妊婦健康診査
- ④ 乳児家庭全戸訪問事業
- ⑤ 養育支援訪問事業及び子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業
- ⑥ 子育て短期支援事業
- ⑦ 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)
- ⑧ 一時預かり事業
- ⑨ 延長保育事業
- ⑩ 病児保育事業
- ⑪ 放課後児童健全育成事業
- ⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ⑬ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業